

臨時窓口開設

4月1日(土)・2日(日)

3月下旬から4月上旬は、就職や転勤、進学などに伴い、各種届け出などで、窓口が混雑する時期です。臨時窓口を開設しますので、ご利用ください。

使わないバイクや軽自動車の廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在において、使用の有無に関係なく、所有者に課税(1年間分)されます。月割り課税はありません。4月以降に変更されても税金は戻りません。使わない車両や名義変更をしていない車両などは、3月末日までに手続きを済ませてください。また、転入した人で標識交換をしていない人も手続きをお願いします。

ナンバー	車種	手続き先
富岡市 ナンバー	125cc以下の二輪車 小型特殊自動車(トラクターなど)	市役所税務課諸税係 ☎内線 1125
群馬県 ナンバー	125cc超～250cc以下の二輪車	群馬県自動車整備振興会 ☎ 027-261-0221
	250cc超の二輪車	群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021
	三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3109

- 臨時窓口の開設** 4月1日(土)・2日(日)、午前8時30分～午後5時15分
- 業務時間の延長** 3月30日(木)・31日(金)・4月3日(月)、午後7時まで

担当	取り扱う業務の内容	窓口 (富岡庁舎1階)
市民課	・住民票の写しの交付 ・戸籍謄本(全部事項証明)および抄本(個人事項証明)などの交付 ・印鑑登録および登録証明書の発行	1番窓口
	・転入届、転出届、転居届などの受け付け ・戸籍に関する届出書の受領 ・住民異動に伴う国民健康保険の資格の取得・喪失手続き	2番窓口
こども課	・児童手当などの受給申請に関する手続き ・保育所の入所申請に関する手続き	3番窓口
国保年金課	・国民年金に関する手続き ・国民健康保険に関する手続き ・後期高齢者医療に関する手続き ・福祉医療に関する手続き	5番窓口 6番窓口
	・税務証明書(所得証明書など)の交付 ・介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納	9番窓口
納税課	・市税などの収納 ・納税相談	10番窓口

自動車の名義変更・住所変更・廃車の登録も3月31日までに

自動車税は、毎年4月1日現在で車検証に登録されている所有者に課税されます。変更がある場合は、運輸支局で早めの手続きをお願いします。

- 問い合わせ**
- ▷自動車税について
群馬県富岡行政県税事務所県税課
(☎63-2245)
 - ▷運輸支局での登録手続きについて
群馬運輸支局 登録関係ヘルプデスク
(☎050-5540-2021)



固定資産税

縦覧と第1期納期

問い合わせ 税務課資産税係 ☎内線 1128・1129・1132

市では、納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋に関する評価が適正かどうかを判断していただくため、次のように土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月3日(月)～5月1日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分
縦覧場所 税務課(富岡庁舎1階8番窓口)

縦覧できる人 納税者(本人、委任を受けた人、納税管理人または相続人)

縦覧できる内容

- ◎土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、価格(評価額)
- ◎家屋価格等縦覧帳簿
所在、地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格(評価額)

縦覧に必要な物 マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができる物

※代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認が可能な書類。

平成29年度固定資産税第1期納期限

5月1日(月)
※納税通知書は4月中旬に郵送します。



家屋を新増築や取り壊した人は連絡を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。賦課期日における課税対象の状況をよりの確に把握し、適正な課税を行うために、次に該当するときは、税務課資産税係へご連絡ください。

- ▽土地の用途を変更したとき
- ▽家屋を新増築、または取り壊したとき
- ▽店舗や事務所として使用していた家屋を居住用に変更した場合、または、その逆の場合(住宅用地には一定の条件を満たすと税額の特例があります)
- ▽登記していない家屋の所有者が変更になったとき

固定資産税についてよくある質問 Q&A



Q1 平成29年1月20日に取り壊した家屋が平成29年度に課税されたのは。

A1 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に所在している固定資産を対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。したがって、平成29年1月20日に取り壊された家屋は、1月1日には存在していたことから、平成29年度の固定資産税の課税になります。

Q3 家屋に係る固定資産税が急に上がったのは。

A3 新築の住宅に対しては、一定の要件により、3～7年間に限り、120平方メートルまでの税額が2分の1に減額されます。この減額適用期間が終了し、本来の税額に戻るためです。

Q2 住宅を取り壊したら、税額が急に高くなったのは。

A2 一定要件を満たす住宅がある宅地については、住宅用地に対する課税標準の特例が適用され、土地の税額が減額されます。住宅を取り壊したり、用途を変更(住宅を店舗に)したりすると、減額の適用から外れ、本来の税額に戻るためです。

Q4 家屋が老朽化していくのに評価額が下がらないのは。

A4 家屋の評価額は、家屋の構造や用途により、建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その価格を求めます。また、全国一律に3年ごとに評価替えを行い、評価額の見直しを行います。減価残存率の下限が2割と設定されているため、下限に達した家屋の評価額は下がりにません。